

化学物質排出把握管理促進法（化管法）の 施行状況と動向

令和7年3月10日

経済産業省産業保安・安全グループ
化学物質管理課 化学物質リスク評価室

目次

1. PRTR届出排出量・移動量の公表

- ・ 2023年度のPRTR届出排出量・移動量の公表（政令改正後、初めての追加対象化学物質の届出）。
- ・ 前年度までの状況との比較と傾向。

2. 円滑な施行に向けた取組

- ・ PRTR・SDS制度の円滑な法施行に向けた環境整備として、「PRTRけんさくん」の改修及びGHS分類情報の更新等を実施。
- ・ 化学物質管理セミナーの開催を通じ、PRTR・SDS制度等の普及啓発を実施。
- ・ PRTR届出の電子化を促すため、企業ヒアリング、個別企業支援を実施。
- ・ PRTR届出の電子化促進及び潜在的なPRTR届出対象事業者に向けた、制度周知の強化。

3. その他の取組

- ・ プラスチック資源循環に資するための化学物質リスク評価ツールの開発。
- ・ 化学物質管理に取り組む若手研究者の育成を目的とした、大学等と連携した調査研究を実施。
- ・ 経産省・NITE及び自治体職員向けに化学物質リスクコミュニケーション研修を実施。

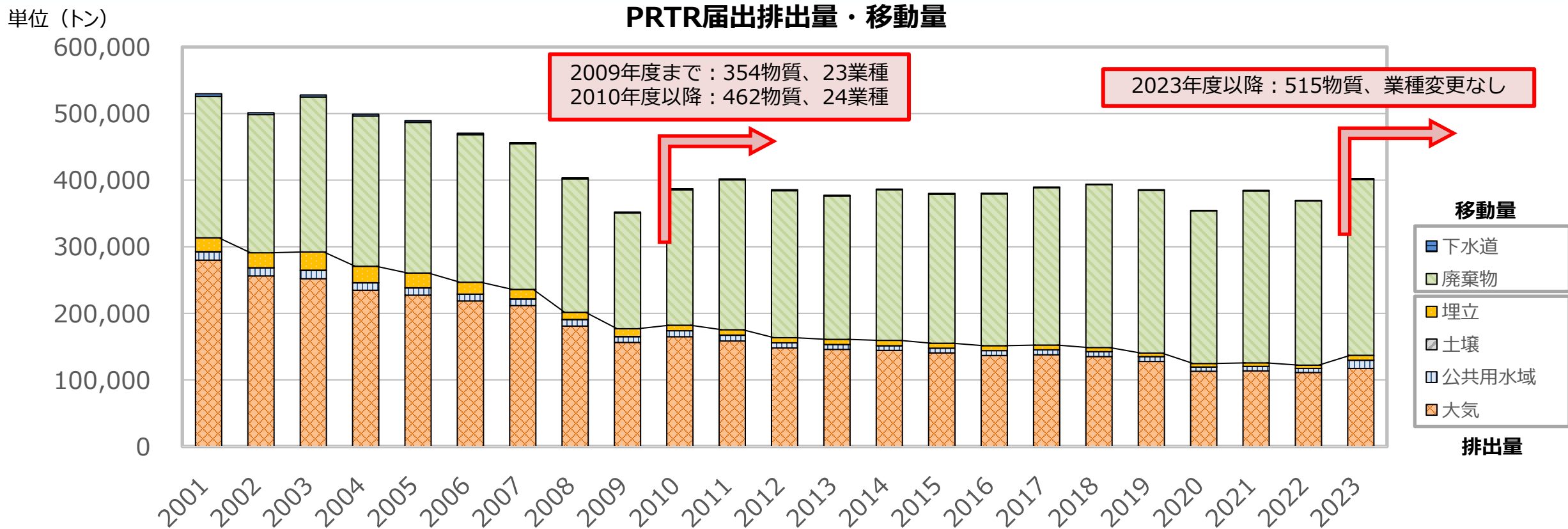
1. PRTR届出排出量・移動量の公表

2. 円滑な施行に向けた取組

3. その他の取組

PRTR届出排出量・移動量の公表

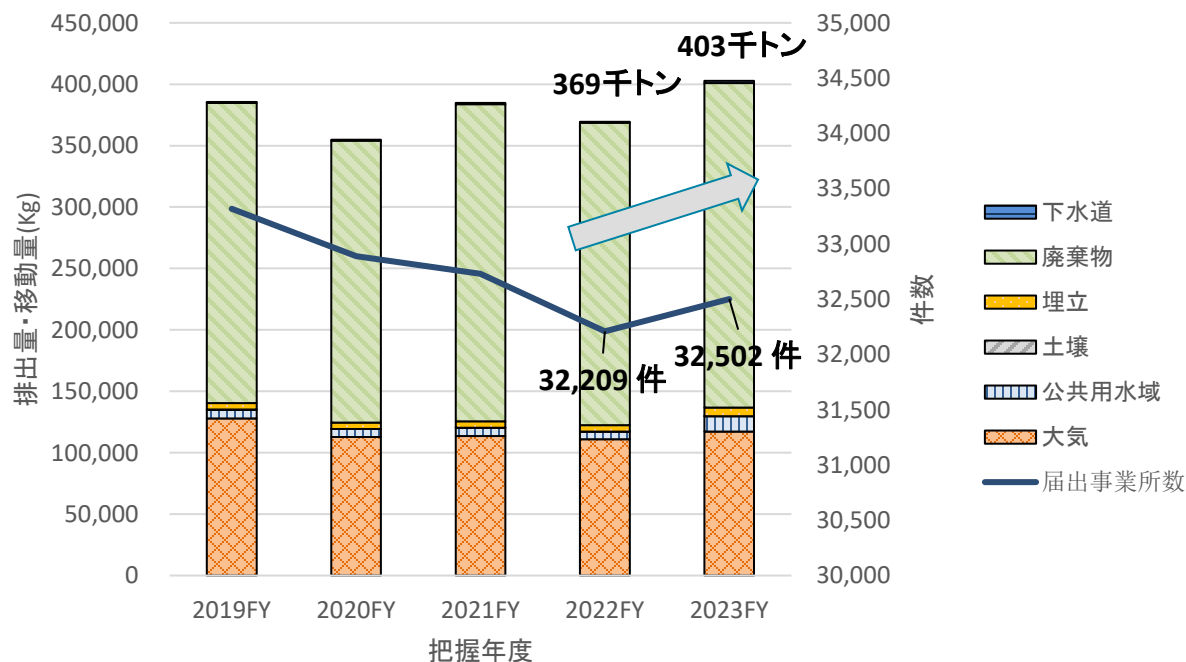
- 2023年度のPRTR届出排出量・移動量の概要は以下の通り。
- **排出量・移動量は、403千トン。**
 - － 排出量 137千トン
 - － 移動量 266千トン
- 当該年度の届出外排出量（対象外事業者、家庭、移動体）は、202千トンと推計。



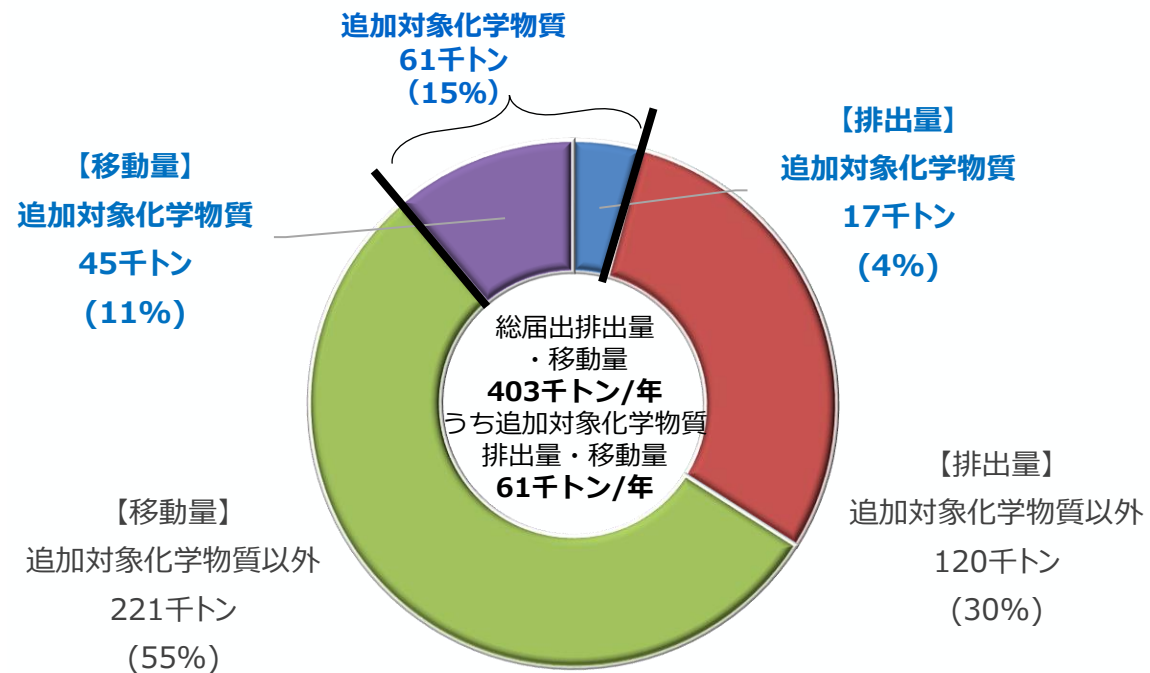
PRTR届出状況の比較と傾向①

- 届出件数は、2019年度以降減少傾向にあったが、**2023年度は32,502事業所**。
- 2023年度から新たに追加された第一種指定化学物質（以下「追加対象化学物質」）196物質の内、**2023年度は186物質の届出**があった。
- **追加対象化学物質の届出排出量・移動量は、61千トン**（総届出排出量・移動量の15%）。

過去5年間の届出件数及び排出量・移動量の経年変化



総届出排出量・移動量に占める追加対象化学物質



PRTR届出状況の比較と傾向②

- 排出量・移動量上位10物質のうち、追加対象化学物質は、炭化けい素（管理番号667）であり、総届出排出量・移動量に占める割合として6番目に多い。
- 届出上位10業種は変更はないが、金属製品製造業と電気機械器具製造業で順位の変更があった。

総届出排出量・移動量の上位10物質

2022FY

管理番号	物質名	排出量・移動量割合 (%)
300	トルエン	22.6
412	マンガン及びその化合物	18.9
80	キシレン	7.4
87	クロム及び三価クロム化合物	6.5
53	エチルベンゼン	5.0
186	塩化メチレン	4.2
392	ノルマル-ヘキサン	3.6
232	N, N-ジメチルホルムアミド	2.6
374	ふっ化水素及びその水溶性塩	2.0
71	塩化第二鉄 (2023FYより対象外)	1.8
上位10物質の合計		74.5

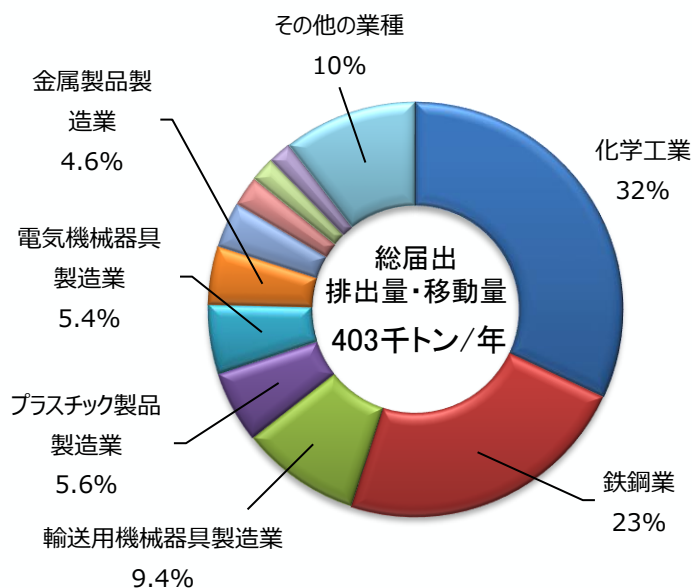
2023FY

管理番号	物質名	排出量・移動量割合 (%)
300	トルエン	19.6
412	マンガン及びその化合物	17.4
80	キシレン	6.1
87	クロム及び三価クロム化合物	5.5
53	エチルベンゼン	4.6
667	炭化けい素 (新規対象物質)	3.9
186	塩化メチレン	3.5
392	ヘキサン	3.2
232	N, N-ジメチルホルムアミド	2.1
374	ふっ化水素及びその水溶性塩	2.0
上位10物質の合計		67.9

追加対象化学物質の上位10物質

管理番号	物質名	排出量・移動量割合 (%)
667	炭化けい素	3.9
746	N-メチル-2-ピロリドン	1.8
674	テトラヒドロフラン	1.5
737	メチルイソブチルケトン	1.5
731	ヘプタン	1.5
598	塩素酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩	1.2
594	ブチルセロソルブ	0.7
629	シクロヘキサン	0.6
627	ジエチレングリコールモノブチルエーテル	0.5
677	テトラメチルアンモニウム=ヒドロキシド	0.4
上位10物質の合計		14

2023FY届出排出量・移動量上位業種



1. PRTR届出排出量・移動量の公表

2. 円滑な施行に向けた取組

3. その他の取組

「PRTRけんさくん」の改修

- 化管法政令改正に伴う円滑な施行に向けた環境整備のため、PRTR制度において、個別事業所データを閲覧できる、PRTRデータ分析システム（PRTRけんさくん）について以下の改修を実施（2025年2月公表）。
- 化管法政令改正に対応するとともに、使用環境のアップデート及び操作性の改善を行い、ユーザーの利便性が向上。

【主な改修ポイント】

「ファイル取込」
「ファイル出力」
「印刷」

届出の対象となる**第一種指定化学物質**、届出事項（**事業者の法人番号、管理番号**）の変更に対応するため、ファイルを正しく読み込み・出力されるよう改修を行い、印刷様式へも追加・修正を行った。排出年度については、**西暦表記**に統一。

「検索・抽出」
「排出量集計」
「比較」

届出の対象となる**第一種指定化学物質**の変更に対応するため、各条件設定画面における「**第一種指定化学物質**」の**リストを変更**し、正しく検索・抽出及び集計結果が表示されるよう改修を行った。

動作条件の
バージョンアップ

動作環境を最新のもの（Windows10/11）に更新し、全ての機能が完全に動作するよう改修を行った。Excel動作環境についても同様に更新し、**Excel出力が可能**となった。

ヘルプ機能の拡充

今回のシステムの改修により変更された箇所について、**ヘルプ機能及び操作マニュアルの修正**を行った。また、操作マニュアルについては**簡易版**も作成した。

GHS (※) 分類情報の更新/GHSパンフレットの整備

- 化管法SDS制度の円滑な施行のため、以下を実施。
- **GHSに基づく政府分類の公表**

GHS分類が未実施又は再分類が必要な物質の分類を実施。2024年度は42の化管法対象物質について分類実施中（2006年からの2年間で約1,500物質（化管法、安衛法、毒劇法対象物質）、その後、2023年度までに約3,300物質のGHS分類を関係省庁等にて実施し、これまでの結果を（独）製品評価技術基盤機構（NITE）HPにて公表。）。

- **GHSパンフレットの作成・公表**

GHSパンフレット「－GHS対応－化管法・安衛法・毒劇法におけるラベル表示・SDS提供制度」を経産省と厚労省が共同で作成・各省HPで公表。

GHS分類情報(NITEのHP)

CAS番号	物質名称	ID番号	Excel	分類年度	版次/再分類 (最新版/有害性)	更新時期
50-00-0	ホルムアルデヒド	504-C SDS: 2010051	Excel	令和4年度	再分類・ 変更し	2019.3
	ホルムアルデヒド	504-B SDS	Excel	平成29年度	再分類・ 変更し	
	ホルムアルデヒド	50	Excel	平成18年度	新規分類	

https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/ghs/all_fy.html

GHSパンフレット

化学品を取り扱う事業者の方へ

－GHS対応－
化管法・安衛法・毒劇法における
ラベル表示・SDS提供制度

「化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS)に基づく化学品の危険有害性情報の伝達」

令和6年10月

経済産業省 厚生労働省

※GHS：化学品の分類および表示に関する世界調和システム

化学物質管理セミナー2024の開催

- 化管法等の化学物質関連法令の円滑な実施を目的とし、PRTR制度・SDS制度を含む各法令の最新情報及び事業者のリスク評価やリスク管理に関する情報等を周知するためセミナーを開催。
- 2024年度は、NITEや関係省庁等と協力し、**化管法(PRTR)編(11/7)**、**化審法編(12/10)**、**化管法(SDS)編(2/5)の3回を開催**(オンライン・ライブ配信、定員各回1,000名)。第3回は「**化学物質管理強調月間**」の一環として実施(厚労省も参加)。
- 一部の議題について、経済産業省のYouTubeチャンネルで配信。

セミナーHP

経済産業省委託事業
化学物質管理セミナー2024

経済産業省では、業務で化学物質を取り扱う事業者の皆様に、化学物質を扱うにあたって知っておいていただきたい法令・制度に関するセミナーを開催しています。

本セミナーでは、日本国内に多数存在する化学物質管理関係法令のうち、多くの皆様に関係するものとして、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(化審法)を主たる対象とし、各法令の理解に必要な知識・最新の情報をご紹介します。

2024年度は、化管法の柱であるPRTR制度とSDS制度、また、化審法の最新の状況等について3回にわたって実施予定です。多くの皆様のご参加をお待ちしています。

なお、本セミナーは、経済産業省からの委託を受け「一般社団法人環境情報科学センター」が事務局を担っています。

セミナー資料の抜粋

化学物質のリスクコミュニケーション促進のためのアドバイザー制度について

化審法の体系

- 上市前の事前審査及び上市後の継続的な管理により、化学物質による環境汚染を防止。

NITE統合版 政府によるGHS分類結果 nite

化学物質排出把握管理促進法(化管法)の概要

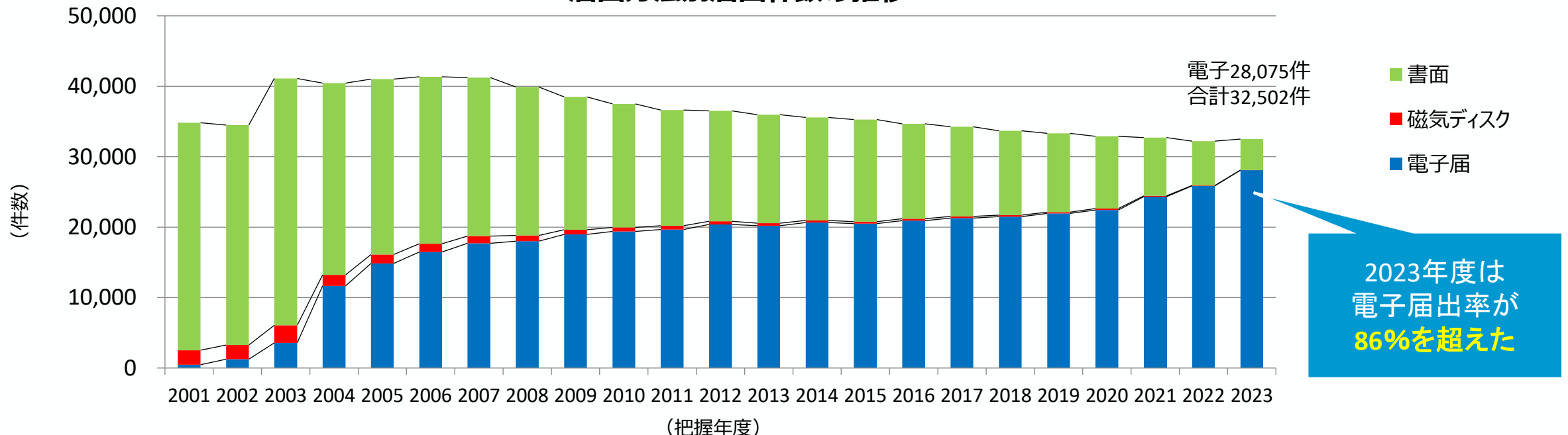
2025年2月5日
経済産業省 産業保安・安全グループ 化学物質管理課 化学物質リスク評価室

- ※議題：第1回 化管法の概要、PRTR届出書作成の留意点、化学物質アドバイザー制度
第2回 化審法の概要、化審法のリスク評価、新規化学物質の届出
第3回 化管法の概要、安衛法に基づく新たな化学物質規制のポイント、GHS・SDSの基礎、GHSに基づくJIS規格の改正動向について

PRTR電子化促進

- 電子政府の促進、事業者の利便性の確保、行政側の事務手続きの簡素化のために、電子届出への移行を更に推進させることが重要。
- **電子届出数は28,075件（前年度25,870件）。電子届出率は86.4%（前年度80.3%）に上昇。**
- 書面届出の多い業種等から抽出した**書面届出をしている事業者4社にヒアリング**を実施。更なる電子届出促進のための課題や対策について整理。これを踏まえて、**2023年度分から新規に届出を行った事業者のうち、書面で届出を行った150社程度に対し、電子化の依頼を行うとともに、個別支援のニーズに関するアンケートを送付**（希望のあった1社に対しNITEと共に個別支援を実施）。

届出方法別届出件数の推移



わかりやすい制度周知

- (1) 電子化促進、(2) 潜在的なPRTR事業者へのアプローチを目的として、HPをリニューアルし広報を強化。化管法及びPRTRのトップページに、**①電子届出促進、②誤解しやすい15のポイント、③届出期間について、メッセージ性のあるバナーを新たに設置。**
- **「PRTR届出、誤解しやすい15のポイント」のHPを新設。**届出要件の一つである従業員数の考え方、排出量がゼロの場合にも届出が必要であること、固形物や燃料の取扱いなど、PRTR制度への理解不足を解消するために、**届出等で間違いやすい点の解説を簡潔にまとめた。**また、**会社としてのPRTR管理体制構築の必要性とその方法について記載。**

化管法トップページ



PRTRトップページバナー



PRTR届出、誤解しやすい15のポイント



1. PRTR届出排出量・移動量の公表

2. 円滑な施行に向けた取組

3. その他の取組

プラスチック資源循環のための化学物質リスク評価ツールの開発

国立研究開発法人産業技術総合研究所運営費交付金事業
令和7年度予算案額 667億円の内数

- 世界的にプラスチックを始めあらゆる資源の循環利用が加速している中、経済産業省は「成長志向型の資源自律経済戦略（2023年3月）」等を踏まえ、制度整備やリサイクル技術への投資支援等を進めているところ。
- 今後、ますますプラスチックリサイクルが活発化されることが見込まれる中、国立研究開発法人産業技術総合研究所において、使用済プラスチックのうち安全性の懸念が低いものについて、マテリアルリサイクル（再生材としての利用）への転換を支援するため、添加剤（化学物質）の暴露・健康リスク評価ツールを開発する。

<開発するツールのイメージ>

利用者

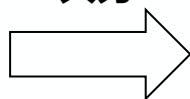


ツール

評価結果

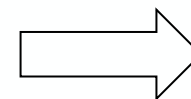
- 使用済プラスチックの主な樹脂の種類
- 使用済プラスチックの回収ルート
(一廃・容器包装か産廃か、等)
- 使用済プラスチックの出自
(元々は何に使われていたか)
- 再生材を用いて製造したい製品の用途
(文具、玩具、植木鉢、など)
- 製造年

情報
入力



暴露・健康リスク評価
プラットフォーム

評価結果
出力



- ●用途からの△△ばく露の可能性は低く、健康被害のリスクは低いと考えられる。

化学物質管理に取り組む若手研究者の育成（大学連携推進事業）

- 我が国の化学物質管理施策の更なる高度化に向けて、従来施策の諸課題の解決や国際的な潮流である新たな化学物質管理の実現など、新たな視点での施策立案への要請が高まっている。
- 将来にわたり継続して化学物質管理の高度化を推進していくためには、化学物質管理を担う人材が不可欠。このため、化学物質管理に係る専門知識はもちろんのこと、政策についても知見を持つ人材の発掘・育成を目的として、大学・公的機関を活用した調査研究を実施。

事業成果

2021年度から延べ17件を採択し、結果は各分野の学会・論文等で発表。

【学会等での受賞】

- 「消費者製品に含まれる化学物質の経皮曝露を含めた包括的リスク評価スキームの構築」
第2回環境化学物質3学会合同大会 SETAC賞 受賞（2021～2023年、静岡県立大学）

【2024年度の採択テーマ】（採択数4件／応募数6件）

- 「化学物質の魚類中体内動態と代謝酵素分画によるin vitro分解との相関」 鹿児島大学
- 「AI 技術を用いた魚類における『代謝されにくさ』を決定づける化学物質の特徴探索」 九州工業大学
- 「化学物質のライフサイクルを踏まえた新規POPsや重金属の環境及び生態への影響評価」 北九州市立大学
- 「下水道事業における化石炭素の把握・定量化とPRTR制度による連携」 大阪大学

化学物質リスクコミュニケーション研修の実施

- 化学物質管理行政に携わる職員（経産省・NITE及び自治体）に対し、国内外の関連制度の理解を深めつつ、実務についての知見を身につけるための研修を実施。
- コロナ禍以来、3年ぶりに経済産業研修所での集合研修を開催。経産省・NITE及び自治体等職員が約30名参加し、3日間の講義やグループワークを実施。

演習風景（2日目、3日目）



※主な研修内容：化学物質の総合管理、企業における化学物質管理、化学物質リスクのリスクトレードオフ、化学物質の安全性評価手法、PRTR届出について、PRTRデータを活用した化学物質管理の取組、濃度予測モデルについて、行政及び事業者・住民及び事業者におけるリスクコミュニケーション手法。

參考資料

【参考1】 化管法の概要

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

- 事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、**環境の保全上の支障を未然に防止**することを目的とする。
- **事業者は国が定める化学物質管理指針に留意した化学物質管理を実施するとともに、進捗状況等の情報提供を行う**等国民の理解を図るよう努めなければならない。

PRTR制度 (Pollutant Release and Transfer Register)



- 人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を事業者が把握し、国に報告。
- 国は、事業者から届出された排出量・移動量の集計結果及び届出対象外の推計排出量を併せて公表。

<対象化学物質>

第一種指定化学物質(515物質)

※2023年4月改正政令施行により対象化学物質が462物質から変更。

<対象事業者>

- 対象業種：政令で指定する24業種を営む事業者
- 従業員数：常用雇用者数21人以上の事業者
- 取扱量等：第一種指定化学物質の年間取扱量が1t以上（特定第一種指定化学物質の場合は0.5t以上）ある事業所を有する事業者等

SDS制度 (Safety Data Sheet)



- 有害性のおそれのある化学物質及び当該化学物質を含有する製品を、事業者間で譲渡・提供する際に、化学物質の性状及び取扱い情報を提供することを義務づける制度。
- 化学物質の適正管理に必要な情報提供を義務づけ、事業者による自主管理を促進する。

<対象化学物質>

第一種指定化学物質（515物質）及び第二種指定化学物質（134物質）

※2023年4月改正政令施行により対象化学物質が変更（第一種：462物質、第二種：100物質）。

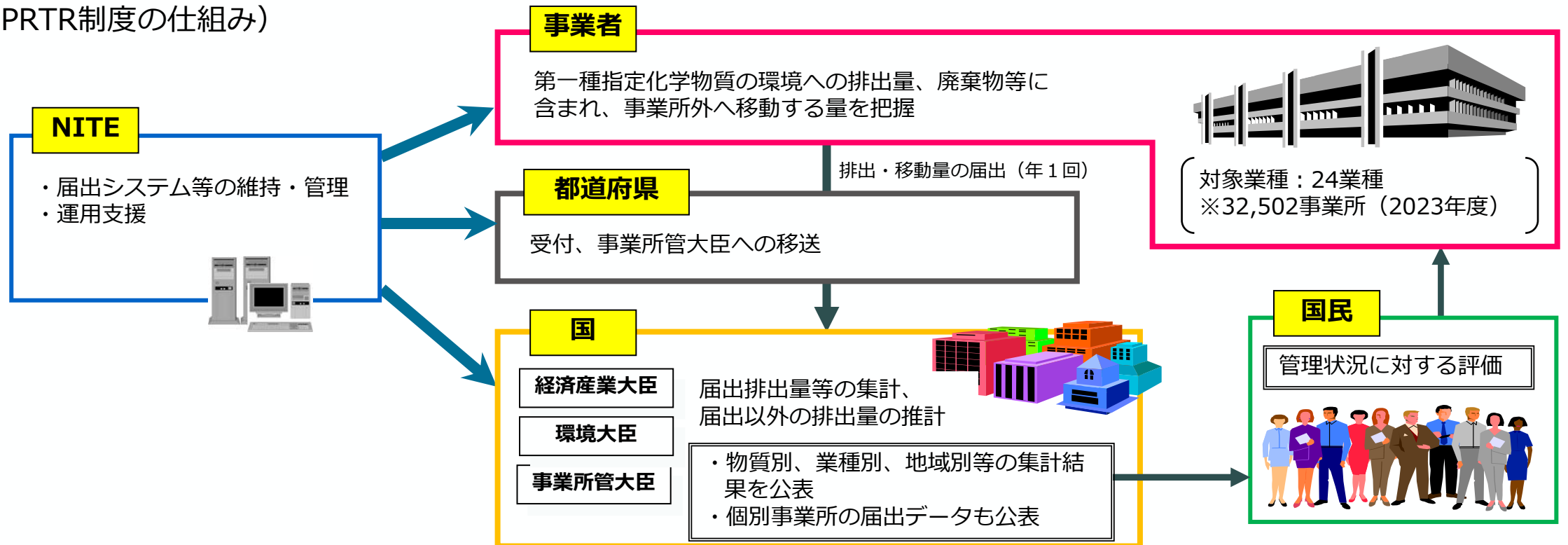
<対象事業者>

- 対象業種・従業員数・取扱量等に関わらず、指定化学物質及び指定化学物質を1質量%以上（特定第一種指定化学物質の場合は0.1質量%以上）含有する製品を国内において他の事業者に譲渡・提供する事業者

【参考2】PRTR制度とは

- 化学物質排出移動量届出制度（**P**ollutant **R**elease and **T**ransfer **R**egister）
- 対象事業者は、事業活動に伴う環境中への化学物質の排出量等を年度ごとに把握し、都道府県知事を経由して国へ届出、国は届け出されたデータを集計し公表。

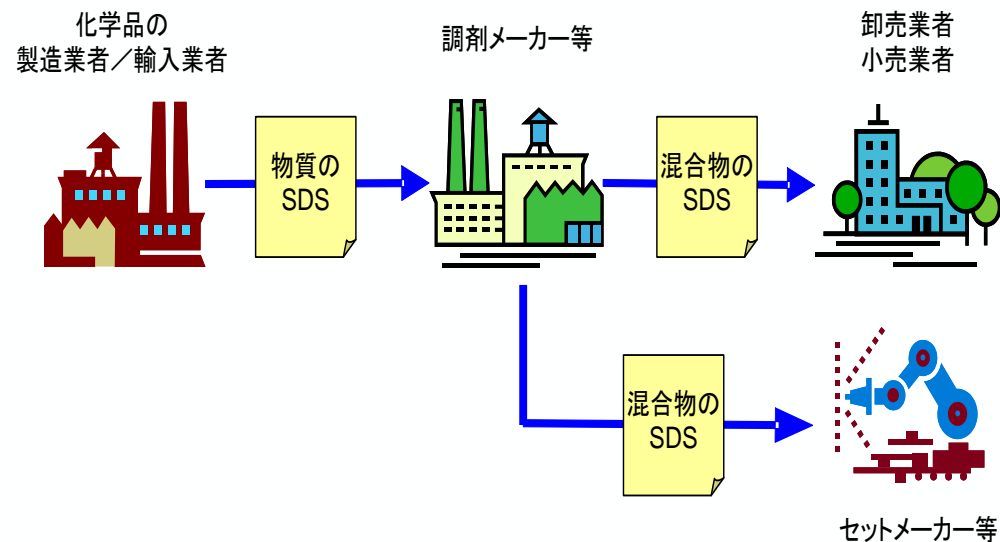
（PRTR制度の仕組み）



【参考3】 SDS制度とは

- SDSとは、化学品の安全な取り扱いを確保するために、化学品の危険有害性等に関する情報を記載した文書（Safety Data Sheet：安全データシート）であり、GHSで規定されている。
- 事業者間で化学品を取引する時まで提供し、化学品の危険有害性や適切な取り扱い方法に関する情報等を、供給者側から受け取り側の事業者へ伝達するための仕組み。
- SDSは、これらの化学品を使用して作業をする労働者等にとって、取り扱い時等において、非常に有益な情報伝達ツールとなる。
- 国内では化管法その他、安衛法、毒劇法でSDS制度が導入されている。

SDSの提供フロー



【参考4】化学物質管理強調月間について

- 職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに化学物質管理の定着を図ることを目的に、毎年2月に化学物質管理強調月間を展開。

【期間】

毎年2月

(第1回は2025年2月)

【実施体制】

(1) 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

(2) 協力連携者

経済産業省、環境省

(3) 協賛者

建設業労働災害防止協会、
陸上貨物運送事業労働災害防止協会、
港湾貨物運送事業労働災害防止協会、
林業・木材製造業労働災害防止協会

(4) 協力者

関係行政機関、地方公共団体、
安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

(5) 実施者

各事業者

【実施事項】

(1) 主唱者・協力連携者・協賛者

- (ア) 化学物質管理に係る啓発
- (イ) 化学物質に関する説明会等の開催
- (ウ) 「化学物質と環境に関する政策対話」等の実施による情報共有及び意思疎通
- (エ) 化学物質アドバイザー等を活用した普及啓発
- (オ) 化学物質管理に係る広報資料等の作成、配布
- (カ) 雑誌等を通じた広報
- (キ) 事業者の実施事項についての指導援助
- (ク) その他「化学物質管理強調月間」にふさわしい行事等の実施
- (ケ) (ア)～(ク)の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力の依頼

(2) 実施者

- (ア) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート（以下「SDS」という。）等による危険有害性等の確認
- (イ) 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底
- (ウ) ラベル表示・安全データシート（SDS）交付、リスクアセスメントの実施等
- (エ) 化学物質管理者の選任状況の確認
- (オ) 日常の化学物質管理の総点検
- (カ) 事業者又は化学物質管理者による職場巡視
- (キ) スローガン等の掲示
- (ク) 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- (ケ) 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施